

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

規 則

○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

（商工経営支援課）

一

告 示

○公印の改刻

（私学文書課）

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

（障害福祉課）

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出

（同）

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

（同）

三

○地域森林計画変更案の関係書類の縦覧（二件）

（林業振興課）

三

○保安林の指定施業要件の変更の予定（二件）

（森林整備課）

三

公 告

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

四

○公印の改刻

教育委員会

四

規 則

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十九号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び四項を加える。

（電力需給対策に係る貸付けの特例）

4 知事は、別表第一に掲げる事業のうち、省エネルギー設備、新エネルギー設備、自家発電設備その他これらに類する設備を導入するものであつて、知事が認めるものについて、第四条第二項の規定にかかわらず、高度化資金及び機構貸付資金の貸付けを行うことができる。

5 前項の貸付けに係る貸付けの決定は、平成二十六年三月三十一日までに限り行うことができる。

6 附則第四項の貸付けの額は、整備資金の百分の九十九に相当する額又は整備資金から十万円を控除した額とする。

7 第四条第四項及び第五項の規定は、附則第四項の貸付けについて準用する。この場合において、同条第四項中「三年」とあるのは「五年」と、同条第五項中「一・〇五パーセント以内」とあるのは「一・〇五パーセント」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。


告 示


○宮城県告示第八百七号

次のとおり公印を改刻した。

平成二十三年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印影	使用開始年月日
宮城県古川 農業試験場	地方機関	一般文書用	新 	平成二十三年

長之印	長	印
旧		
		
十一月一日		

○宮城県告示第八百八号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
 平成二十三年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一五〇〇三八七	アースサポート仙台青葉区旭ヶ丘二丁目二十九番一號	同行援護	アースサポート株式会社	平成二十三年十一月一日
○四一五三〇〇五一六	アースサポート仙台若林区白萩町二十一番二十號	同行援護	アースサポート株式会社	平成二十三年十一月一日
○四一五三〇〇五九九	仙台介護サービスセンター見塚三丁目八番二十五號	居宅介護・重度訪問介護	株式会社ライフアップ	平成二十三年十一月一日
○四一五四〇〇三三四	アースサポート仙台太白区向山四丁目十九番地十號	同行援護	アースサポート株式会社	平成二十三年十一月一日
○四一五四〇〇八二九	アースサポート仙台八木山太白区八木山本町一丁目三十四番地八	同行援護	アースサポート株式会社	平成二十三年十一月一日
○四一五四〇〇九九九	あつがるケア太白区富沢二丁目十一番五号コーポ一―五百五号	居宅介護・重度訪問介護	あつがるケア株式会社	平成二十三年十一月一日
○四一五五〇〇六五一	アースサポート仙台市泉区七北田字古内百三十番地	同行援護	アースサポート株式会社	平成二十三年十一月一日

○宮城県告示第八百九号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
 平成二十三年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名		事業所の名称及び所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
○四一〇九〇〇一〇四	株式会社ジャパバンク	株式会社ジャパバンク	ジャパバンクア仙塩七ヶ浜 多賀城市大代五丁目十番四十五号	平成二十三年十月一日
	アサービス東日本	アサービス		
○四二二二〇〇三〇五	株式会社ジャパバンク	株式会社ジャパバンク	ジャパバンクア大河原町 柴田郡大河原町字錦町五番八号	平成二十三年十月一日
	アサービス東日本	アサービス		
○四二二二〇〇三三三	株式会社ジャパバンク	株式会社ジャパバンク	ジャパバンクア柴田 柴田郡柴田町船岡南一丁目一番十七号	平成二十三年十月一日
	アサービス東日本	アサービス		
○四二二七〇〇三二〇	株式会社ジャパバンク	株式会社ジャパバンク	ジャパバンクア富合 黒川郡富合町日吉台二丁目六番二號	平成二十三年十月一日
	アサービス東日本	アサービス		
○四二五二〇〇八〇七	株式会社ジャパバンク	株式会社ジャパバンク	ジャパバンクア仙台萩野 仙台市宮城野区萩野町三丁目十二番一―	平成二十三年十月一日
	アサービス	アサービス		
○四二五三〇〇〇七八	有限会社オーバード		マイムケアセンター 仙台市若林区かすみ町一、二二	平成二十三年十月十五日
	変更前	変更後		
○四二五五〇〇五八六	株式会社ジャパバンク	株式会社ジャパバンク	マイムケアセンター 仙台市若林区荒井字札屋敷九十六番一―	平成二十三年十月一日
	アサービス	アサービス		

○宮城県告示第八百十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一五四〇〇四一五	事業所の名称及び所在地 総合福祉ツクイ南仙台 台 仙 台 市 太 白 区 西 中 田 四 丁 目 十 二 ・ 一	指定障害福祉サービスの種類 居宅介護 重度訪問介護	設置者名 株式会社ツクイ	廃止年月日 平成二十三年 九月三十日
---------------------	--	---------------------------------	-----------------	--------------------------

○宮城県告示第八百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十三年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城北部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県仙台台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

三 縦覧期間

平成二十三年十一月八日から平成二十三年十二月一日まで

○宮城県告示第八百一十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により宮城南地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十三年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城南地域森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県大原地方振興事務所及び宮城県仙台台地方振興事務所

三 縦覧期間

平成二十三年十一月八日から平成二十三年十二月一日まで

○宮城県告示第八百一十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種を定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林

整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
柴田郡川崎町大字川内字北川原山二百三十八番五十七、二百三十八番五十八及び二百三十八番五十九

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二百四十二番地一

株式会社薬王堂


教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十八号

次のとおり公印を改刻した。
平成二十三年十一月八日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

名称	種 類	用 途	印 影	使用年月日
宮城県教育委員会教育	教育長印	一般横書		平成二十三年
新				

長
印

文
書
用

旧



十
一
月
八
日